

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 5 号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第 2 条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、主幹、 <u>係長</u> 、主事及び機械技師とする。	(職員) 第 2 条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、主幹、 <u>副主幹</u> 、主事及び機械技師とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。